

令和2年度 第3回野洲市学童保育所運営協議会 会議録

I 日 時 令和3年3月16日(火) 19:00~19:55

II 場 所 中主防災コミュニティセンター 研修室A・B

III 出席者 (運営委員)

川口 有里、中村 共見、中野 佳織、羽賀 有加里、伊崎 順久  
(以上保護者会会長)

武浪 勘治(市自治連合会)、浦谷 ふみ子(市民生委員児童委員協議会)

平井 晃彰(祇王小学校教頭)

赤坂 悦男(市健康福祉部政策監)、遠藤 伊久也(社会福祉協議会事務局長)

上田 眞弓、西村 幸雄、梶谷 明美、杉本 邦子、立田 裕子、太田 千鶴  
(以上学童保育所所長)

(事務局)

水谷 威彦(事務局次長)、益田 研(学童保育課課長)

(市健康福祉部)

中野 良博(こども課専門員)、本田 和久(こども課主幹)

IV 欠席者 寺元 亜希

【内容】

1 開会

2 運営協議会会長あいさつ(武浪会長)

3 報告事項

(1) 令和3年度 野洲市こどもの家(学童保育所)入所申請状況 について

事務局 こどもの家(学童保育所)の二次申込を終えて、令和3年度の入所申請状況が集計できたので報告する。

資料1.「野洲市こどもの家(学童保育所)入所申請状況」

令和3年3月10日現在、総申請者(児童数)が1,041名(施設定員計1,055名)で前年比34名の減少となる。

内訳として、

- ・通年保育が831名、季節保育が210名
- ・学年別では、新1年生が253名(過去一番多い申請者数)
- ・学区では、北野学区が年々増加しており、新1年生68名を含む250名の申請

資料2.「野洲市内学童保育所の在籍児童数推移」

令和29年から令和3年度まで5年間の推移を保育区分別、学区別、学年別で表している。

保育区分別では、

通年保育の児童数については、毎年増加しており、直近の令和2年と令和3年との比

較においても、総数で34名の減少も、通年保育児童数は49名の増加となる。  
学区別では、  
北野学区が毎年増加しており、5年間で80名増加している。  
その他の学区は、年度での増減が多少あるものの、野洲学区が増加傾向、三上・篠原が横ばい、祇王と中主学区がやや減少傾向である。  
令和3年度において、総数を学区割すると  
「野洲28%、北野24%、祇王18%、中主17%、篠原7%、三上5%」となる。  
学年別では、  
1年生の在籍数が毎年増加傾向で、1年生から2年生に上がる際の継続利用もほぼ100%で推移している。  
1.2年生の占める割合も増加しており、全体の4割以上となる。

### 資料3.「土曜保育の申請状況」

令和3年度の「土曜保育」の利用申請者を学区、学年別で表す。

総数48名、  
・篠原学区を除き全ての学区から利用申請があり、野洲・北野・祇王学区は10名以上  
・学年では、1.2年生の申請が合計27名と半数以上  
令和2年度の見込みとして  
・年間50日開所  
・延べ1,859名の利用登録、一日平均37名の利用登録

### (2) 令和3年度野洲市こどもの家(学童保育所)利用施設の予定について

事務局 令和3年度の学童保育所利用施設の予定について、祇王、野洲、北野学童保育所の順に説明する。

#### 祇王学童保育所

祇王学童保育所は、祇王第1.2と祇王第3~6の2棟の施設があり、合計定員250名。  
令和3年度申請児童数が186名であるところより、6学童保育所の内、祇王第2学童保育所を休所とし、5学童保育所の施設利用を予定している。  
季節保育を含み定員内で適切な児童数での施設利用となる。

休所する第2学童保育所は、定員50名と施設面積の大きい学童保育所ではあるが、2階部分にあり、1階の第1学童保育所の生活室内の階段を使って移動するため、児童の保育や保護者の利便性を考え休所する施設とする。

#### 野洲学童保育所

令和3年度においても児童数が295名と施設定員(290)を超える申請があったが、第1から第7まで7学童保育所の施設があり、それぞれ定員内また、定員を超えても規定の範囲での受入れであることより、現在の施設内で保育を実施する。  
施設定員を超える学童保育所においても、感染症対策として、手洗い・消毒・マスクの着用・施設の換気・パーティションの設置などを実施する。

#### 北野学童保育所

4学童保育所の定員合計200名に対して、申請児童数が250名と定員に対し125%の利用予定である。  
そのことより、児童の保育環境を整えるため、季節保育の期間において北野小学校

の施設を借りて分割保育を実施する。

具体的には、

- ・使用期間は、4月1日から4月8日
- ・使用場所は、「音楽室 1.2」
- ・対象児童は、5.6年生

音楽室 1.2 は、北野学童保育所から一番近い場所にあり、小学校の運動場を通過して移動が可能、また 2 教室あることで、生活場面ごとに使い分けができるメリットがある。

場所を分散することになるが、それぞれ使用する施設の定員内で保育が可能となる。

令和 3 年度は、春季保育期間（4/1～4/8）と夏季保育期間（7/20～8/27）で音楽室 1.2 を使用して分割保育を予定している。

委員 小学校施設「音楽室 1.2」での生活について説明する。

利用に際しては、指導員や子ども達からも色々な意見があったが、

- ・5.6年生は、小学校施設の利用の仕方をよく知っていること
- ・1年から4年生とも交流できること
- ・小学校からも支援や協力を得られること
- ・人数に応じた十分なスペースがあり、2教室あるところから、生活場面ごとで使い分けできること

など、分割にて適正規模の中、安全な保育ができることに加え、多くのメリットがある。

懸念事項の

- ・夏季保育期間において音楽室 1 については、冷房機能がないこと
- ・送迎のための駐車場が不足すること

については、

- ・夏季保育期間中は、スポットクーラーを設置するなどの暑さ対策
- ・利用の多い季節保育（4月春季及び夏季保育）期間において、コミセン駐車場を送迎用の臨時駐車場として使用できるようにすること

とする。

児童、保護者とも安全に利用していただけるよう準備していることで、保護者への協力と理解を求めていく。

会長 夏休みの生活環境、特にエアコンの設置等について、運営主体から補足してください。

事務局 夏休み期間は、エアコンがない「音楽室 1」にスポットクーラーを設置するよう手配している。また、必要な予算措置もしている。

### （3）令和 2 年度市内学童保育所迎え遅延状況について

事務局 資料「令和 2 年度 市内学童保育所迎え遅延者状況」について説明する。

今年度の迎え遅延状況について 4 月から順に月別の児童数で一覧にしており、また、遅延時間を 10 分以内、10 分以上、30 分以上に分けて人数で表している。

- ・4月から2月まで、11 か月合計で 72 名が午後 7 時を超える迎えの遅延
- ・月平均では、6,5 名の遅延者

- ・7月、10月は10名を超える遅延者
- ・昨年度との比較では、大幅に改善（減少）

グラフは、平成25年度から年度別の月平均遅延者数と年度ごとの在籍児童数の推移

- ・平成28年度から年々減少
- ・利用児童数が増加、反面遅延者が減少しているため、全利用者に占める割合も減少（平成25年度6.5%から令和2年度は1%以下へ減少）

改善のため、令和元年度から遅延回数別の対応をしており

- ・遅延回数1回から3回まで文書による通知
- ・遅延回数4回以上は、保護者と面談して改善のための話し合いを実施

昨年度年間4回以上の遅延で、4世帯と面談の機会を持ったが、今年度、複数回遅れる世帯はない。

時間内での送迎に努めていただいております、取り組みに対して理解と協力を得ている。

安定した学童保育所の運営のため、また利用者間の公平性の観点からも、今後とも改善のための取り組みを続ける。

#### （4） その他

#### こども課 「野洲市学童保育所ネットワーク環境整備について」概要

##### 背景と目的

野洲市内小・中学校内において児童生徒1人1台の端末を使用する情報通信ネットワークの整備を進めており、この学習環境に対応することを目的として、学童保育所においても、児童の端末で学習支援ソフトの円滑な使用を可能とする情報通信ネットワーク環境を整備する。

##### 機器等と工事

学童保育所施設内の天井裏にLANケーブルの配線工事を行い、壁面等に拠点ルータ及び分岐ハブを設置し生活室内の天井等に無線LANアクセスポイントを設置する。

現場の安全管理を徹底すると共に、新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（令和2年12月24日改訂版）」に基づき適正な衛生管理を徹底して行う。

##### 契約等：野洲市学童保育所ネットワーク環境整備工事

- |        |                     |
|--------|---------------------|
| ① 受注業者 | 大和電設工業株式会社 滋賀支店     |
| ② 契約額  | 15,510,000円         |
| ③ 工期   | 令和3年1月22日～令和3年3月25日 |
| ④ 財源   | 国の地方創生臨時交付金         |

GIGAスクール構想の補足として、

児童生徒が一人1台タブレット端末を使用して学習等に取り組む事業については、その使用方法・利用に関するガイドライン・使い方などを、野洲市教育委員会の取り扱いに準じて使用していくことになる。

よって教育委員会と連携しながらの対応となることと、学童保育所の指導員に過大な負担とならないように留意しながら進めていく。

まず、小学校で先行して使用していく中でルール決めされた後、児童がタブレット端末を持ち帰って学童保育所でも使用する流れである。

インターネット回線の使用は5月1日以降を予定している。

会長 工事の進捗は、現在どのような状況ですか。

こども課 インターネットに関わる工事については、今現在、取り掛かっている最中です。

工事は特に遅れることもなく、当初の予定通り完了する見込みです。

委員 学童保育所でタブレットを使用するとのことですが、学校から児童が端末を持ち帰って使用すると理解してよろしいですか。

こども課 そのように想定している。

会長 学童保育所に対して、学校現場から支援、指導はありますか。

委員 学校としてもタブレット端末の機器が、今やっと教室に設置された段階で、本格的な使用については、4月以降になる。

従って、いつから機器を持ち出して、学童保育所や家庭で使用できるかは未定である。

実際に使用していく中で、段階的に持ち出しについても決まっていくと考えている。

今後、教育委員会の方針に従って学校も使用していく。実際に使用しながら学校も使い方を学んでいくので、学童保育所においても協力をお願いする。

